

(証券コード 2153)

平成30年8月8日

株 主 各 位

岡山市北区津島京町3丁目1-21

E・Jホールディングス株式会社

代表取締役社長 小 谷 裕 司

## 第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面にて議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年8月23日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成30年8月24日（金曜日）午前10時
  2. 場 所 岡山市北区下石井2丁目6番1号  
アークホテル岡山 3階 牡丹の間  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
  3. 目的事項  
報告事項
    - 1 第11期（平成29年6月1日から平成30年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    - 2 第11期（平成29年6月1日から平成30年5月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

以 上

(お 願 い) 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(お 知 ら せ) 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、修正後の事項を、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.ej-hds.co.jp>) において掲載いたします。

(添付書類)

# 事業報告

(平成29年6月1日から平成30年5月31日まで)

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及び成果

当事業年度における世界経済は、米国が金融政策正常化に向かう中、米国及び欧州各国政権の不安定化、東アジアでの地政学的なリスクの継続による政情不安など、不透明要因が残る状況で推移いたしました。

わが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中、安定政権への安心感と、各種政策の継続期待から緩やかな景気回復が期待されておりましたが、国有財産売却問題などによる現政権の支持率低下など、国内においても今後の国政運営に関して不透明な状況で推移してまいりました。

また、近年の異常気象による豪雨災害や頻発する地震、火山噴火への対策など、防災・減災対策等の整備のあり方等を含め、国土強靱化地域計画策定に基づく整備の進展が急がれておりますが、第1四半期連結会計期間において発生した九州地方や東北地方等での豪雨による被害等の影響は残っており、未だ復旧への対応は継続しております。

建設コンサルタント業界の経営環境は、迫りくる巨大地震や自然災害に対する防災・減災対策、老朽化インフラ施設の調査・点検・長寿命化対策検討、地域活性化施策の推進など、インフラ事業の需要の「質」の変化のみならず、IoTやAI対応といった新たな成長分野の誕生が予想されています。さらには、生産性の向上を前提とした「働き方改革」によるワーク・ライフ・バランスの実現と、これらによる優秀な人材の確保及び育成が求められ、技術力・マーケティング力などによる企業間競争の激化も想定されるなど、経営環境は改善しつつも不透明さを残した状況が継続しております。

このような状況の中、当連結グループは、平成29年7月12日に公表いたしました「E・Jグループ第4次中期経営計画」の初年度にあたり、経営ビジョン「我が国第一級のインフラ・ソリューション・コンサルタントグループ」の実現を目指し、「盤石な経営基盤」の構築を図るべく、「主力事業の深化とブランド化」、「新事業領域の創出」、「グローバル展開の推進」、「環境の変化に即応する経営基盤整備の推進」という4つの基本方針のもと、連結子会社の連携を強化し、弱点地域や弱点分野の受注シェアの拡大、グループ内人材の育成並びに人材の新規採用にも積極的に取り組み、さらなる飛躍に向けて邁進してまいりました。

さらに、当連結グループは、「インフラ・ソリューション・コンサルタントグループ」としての責務を果たすため、上記の他に、地方が抱える課題に対処すべく、農林業や観光事業をコアとした新たな地域再生・活性化事業にも積極的に対応しているところであります。

この結果、当事業年度の業績は、受注高は257億4百万円（前事業年度比97.3%）に留まりましたが、繰越受注高が増加した影響から、売上高258億19百万円（同112.4%）となりました。一方、損益面においては、前事業年度からの順調な受注により生産活動が好調に推移し業務原価も低減したことから、営業利益15億94百万円（同125.1%）、経常利益は16億39百万円（同130.1%）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、将来減算一時差異の減少により、法人税等調整額が増加したことから9億66百万円（前事業年度は、親会社株主に帰属する

当期純損失 2 億93百万円) となりました。

当連結グループのセグメントは、総合建設コンサルタント事業のみの単一セグメントでありますので、セグメント別の業績は記載しておりません。

## 2. 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は、1,350百万円で、主なものとしては株式会社エイト日本技術開発の岡山本店ビル等の建替工事1,010百万円、自律型無人潜水機91百万円があります。

## 3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

## 4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

株式会社近代設計は、北海道内の事業の強化・円滑化を図ることを目的に、同社札幌支社を新設分割方式により株式会社北海道近代設計として新設し、事業承継しております。

## 5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## 6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## 7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## 8. 対処すべき課題

当連結グループは、第11期（平成29年6月1日～平成30年5月31日）から第4次中期経営計画「価値ある環境を未来に ～E・J グローカルチャレンジ2020」（平成29年6月1日～平成33年5月31日）をスタートさせました。

この中期経営計画は、第3次中期経営計画（平成26年6月1日～平成29年5月31日）を引き継ぐ形で、平成32年度（2020年度）をにらみながら、目標とする「我が国第一級のインフラ・ソリューション・コンサルタントグループ」を実現すべく、魅力ある知的価値創造型の企業グループの確立を目指していきます。

このため、「主力事業の深化とブランド化」「新事業領域の創出」「グローバル展開の推進」「環境の変化に即応する経営基盤整備の推進」の4つの基本方針を掲げ、以下の施策等を実施してまいります。

- ①環境、防災・保全、行政支援をコア・コンピタンスとし、ワンストップサービス可能な総合建設コンサルタントグループとして深化を図り、ブランド化を進める。
- ②業務提携、M&A戦略と経営資源の計画的活用により、先進技術を取り入れた新たな事業領域の創出を図る。
- ③国内で培った技術、ノウハウの海外展開と、現地企業や研究機関等とのアライアンスを進め、アジア地域やアフリカ地域での事業量を拡大する。
- ④業務プロセス・イノベーション並びにプロダクト・イノベーションを推進し、効率化、原価低減、品質向上により企業競争の優位性を図る。

⑤ワーク・ライフ・バランスを考慮した働き方改革の推進、多様な人材の確保により、社員満足度の向上とプロフェッショナル企業風土への深化を図る。

さらに、グループ全体のコンプライアンス体制、ガバナンス体制を整備し、運用、検証を行うとともに、リスク管理体制の強化に取り組み、内部統制システムの充実に努めることも重要な課題として対処してまいります。

また、当社の連結子会社である株式会社エイト日本技術開発が財団法人宮崎県環境整備公社（現 公益財団法人宮崎県環境整備公社）から平成11年～平成14年にかけて受注した廃棄物処理施設「エコクリーンプラザみやざき」の一部である浸出水調整池の完成後の損傷及び浸出水の塩化物処理能力の不足が判明した件に関し、同公社より、事実経過の解明及び責任の有無を明確にするため、平成22年4月28日付で株式会社エイト日本技術開発及び工事施工会社3社に対し同施設の完成後の損傷について12億4百万円の損害賠償を、また、株式会社エイト日本技術開発に対して浸出水の塩化物処理能力の不足について7億5百万円の損害賠償を求めている訴訟に関しまして、平成29年5月19日に宮崎地方裁判所にて判決が言い渡されました。その判決の内容は、浸出水調整池の完成後の損傷に対し株式会社エイト日本技術開発のみに7億27百万円及びこれに対する遅延損害金を、また、浸出水の塩化物処理能力の不足に対しては、同社に対し3億75百万円及びこれに対する遅延損害金を支払えというものです。

株式会社エイト日本技術開発は、訴訟代理人とも慎重に検討した結果、判決内容は敗訴部分につき不服であることから、平成29年6月5日に福岡高等裁判所宮崎支部に控訴を提起し、同社の正当性が全面的に受け容れられるよう、引き続き控訴審において主張していく所存であります。本件解決までに要する期間を予測することはできませんが、当連結グループとしましては、この事実を真摯に受け止め、品質管理に万全を期すため、業務照査等への取り組みを一層強化してまいり所存であります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 9. 財産及び損益の状況

区 分	期 別	第 8 期	第 9 期	第 10 期	第 11 期
		平成27年 5月期	平成28年 5月期	平成29年 5月期	平成30年 5月期 (当事業年度)
完 成 業 務 高 (百万円)		22,747	22,470	22,978	25,819
経 常 利 益 (百万円)		1,630	1,293	1,260	1,639
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)		1,398	943	△293	966
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)		243.80	164.45	△51.18	168.45
総 資 産 (百万円)		22,002	21,351	23,457	24,860
純 資 産 (百万円)		14,707	15,187	14,772	15,751

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失については小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

## 10. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況 (平成30年5月31日現在)

会 社 名	資 本 金 (百万円)	主 要 な 事 業 の 内 容	議 決 権 比 率 (%)
(株) エイト日本技術開発	2,056	総合建設コンサルタント事業	100.0
日本インフラマネジメント(株)	45	総合建設コンサルタント事業	100.0
(株) 近代設計	50	総合建設コンサルタント事業	100.0
(株) 共立エンジニア	56	総合建設コンサルタント事業	100.0 (100.0)
共立工営(株)	22	総合建設コンサルタント事業	100.0 (100.0)
都市開発設計(株)	31	総合建設コンサルタント事業	100.0 (100.0)
(株) 北海道近代設計	25	総合建設コンサルタント事業	100.0 (100.0)

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。  
2. 「議決権比率」欄の(内書)は間接所有割合であります。

### (3) 特定完全子会社の状況

- ①特定完全子会社の名称及び所在地 株式会社エイト日本技術開発 岡山県岡山市
- ②当社及びその完全子会社等における当該特定完全子会社の株式の当該事業年度の末日における帳簿価額の合計額 18,331百万円
- ③当社の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額 19,736百万円

11. 主要な事業内容（平成30年5月31日現在）

区分及び主要事業		会社名
グループ全体を管理・統括する持株会社		E・Jホールディングス(株) (当社)
総合建設 コンサルタント事業	建設コンサルタント 業務	建設コンサルタント
		補償コンサルタント
	調査業務	測量
		地質調査
		(株)エイト日本技術開発 日本インフラマネジメント(株) (株)近代設計 (株)共立エンジニア 共立工営(株) 都市開発設計(株) (株)北海道近代設計

12. 主要な営業所（平成30年5月31日現在）

(1) 当社 本社 岡山県岡山市

(2) 重要な子会社

名 称	所 在 地
(株)エイト日本技術開発本店	岡山県岡山市
日本インフラマネジメント(株)本社	岡山県岡山市
(株)近代設計本社	東京都千代田区
(株)共立エンジニア本社	島根県松江市
共立工営(株)本社	愛媛県松山市
都市開発設計(株)本社	群馬県前橋市
(株)北海道近代設計	北海道札幌市

13. 使用人の状況（平成30年5月31日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減
1,317名	91名増

(2) 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減
18名	0名

#### 14. 主要な借入先（平成30年5月31日現在）

借入先	借入金残高
三井住友信託銀行株式会社	450百万円
株式会社三井住友銀行	167百万円
株式会社山陰合同銀行	141百万円

#### 15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社株式は、平成30年7月6日付けをもちまして、東京証券取引所市場第二部から同市場第一部銘柄に指定されました。

これもひとえに、株主の皆様の温かいご支援、ご協力の賜物と心より感謝申し上げます。

## Ⅱ. 株式会社の株式に関する事項（平成30年5月31日現在）

### 1. 発行済株式総数（自己株式を除く）に占める割合の上位10名の株主

株 主 名	株 式 数 (株)	持 株 比 率 (%)
株 式 会 社 八 雲	1,931,200	33.64
E・Jホールディングス社員持株会	362,720	6.31
小 谷 裕 司	294,800	5.13
小 谷 満 俊	102,900	1.79
MSIP CLIENT SECURITIES	80,800	1.40
小 谷 敏 幸	80,100	1.39
三井住友信託銀行株式会社	79,000	1.37
小 谷 浩 治	78,000	1.35
株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行	78,000	1.35
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	72,100	1.25

（注） 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合で、小数点以下第3位を切り捨ててしております。

### 2. その他株式に関する重要な事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 29,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 7,261,060株(自己株式数1,521,480株を含む)
- (3) 株 主 数 2,496名

## Ⅲ. 株式会社の会社役員に関する事項

### 1. 取締役及び監査役の状況（平成30年5月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	小 谷 裕 司	—	(株)エイト日本技術開発 代表取締役社長 (株)八雲 代表取締役社長
取 締 役	磯 山 龍 二	企 画 本 部 長	(株)エイト日本技術開発 代表取締役副社長
取 締 役	浜 野 正 則	管 理 本 部 長	(株)エイト日本技術開発 取締役
取 締 役	藤 井 勉	監 査 部 担 当 役 員	(株)エイト日本技術開発 専務取締役
取 締 役	古 川 保 和	—	—
社 外 取 締 役	阪 田 憲 次	—	一般社団法人岡山県コンクリート技術センター理事長
社 外 取 締 役	二 宮 幸 一	—	—
常 勤 監 査 役	澤 嗣 郎	—	(株)エイト日本技術開発 常勤監査役
社 外 監 査 役	松 原 治 郎	—	株式会社イズミ社外監査役 公 認 会 計 士
社 外 監 査 役	佐々木 秀 一	—	弁 護 士 ・ 公 認 会 計 士



- (注) 1. 取締役の阪田憲次氏及び二宮幸一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役の松原治郎氏及び佐々木秀一氏は、社外監査役であります。
3. 監査役松原治郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役佐々木秀一氏は、弁護士及び公認会計士の資格を有しており、財務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役阪田憲次氏、二宮幸一氏及び監査役松原治郎氏、佐々木秀一氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として同取引所に届け出ております。

## 2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	支給額	摘 要
取 締 役 (内社外取締役)	名 7 (2)	百万円 53 (4)	取締役の役員報酬限度額は、平成21年8月26日の定時株主総会により総額200百万円以内であります。また、監査役の役員報酬限度額は、平成23年8月26日の定時株主総会により総額50百万円以内であります。
監 査 役 (内社外監査役)	3 (2)	15 (8)	
合 計	10	68	

## 3. 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	活 動 状 況
社 外 取 締 役	阪 田 憲 次	当事業年度開催の取締役会は10回開催され全て出席し、土木工学分野の専門家としての観点から必要な意見や助言を適宜行っております。
社 外 取 締 役	二 宮 幸 一	当事業年度開催の取締役会は10回開催され全て出席し、証券・金融業界での豊富な経験と高い見識による資本政策等の観点から必要な意見や助言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	松 原 治 郎	当事業年度開催の取締役会は10回開催され、9回出席し、また、監査役会は9回開催され8回出席し、議案・審議等につき、財務・会計の専門家としての観点から必要な発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	佐々木 秀 一	当事業年度開催の取締役会は10回開催され全て出席し、また、監査役会は9回開催され全て出席し、議案・審議等につき、財務、財務・会計の専門家としての観点から必要な発言を適宜行っております。

## IV. 株式会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## V. 会計監査人に関する事項

### 1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### 2. 会計監査人に対する報酬等の額

(1) 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に係る報酬等の額  
14百万円

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額  
52百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分していないため、これらの合計額を記載しております。

(3) 監査役会が上記報酬等に同意した理由は、会計監査人が提示する監査の内容、その方法及び見積報酬額等を監査役会にて審議し、各監査役の同意が得られたためであります。

(4) 非監査業務の内容  
該当事項はありません。

### 3. 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告する方針であります。

### 4. 責任限定契約

該当事項はありません。

## VI. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社がこれからも、より高い信頼と評価を獲得し、顧客、株主、地域社会、社員等すべてのステークホルダーから支持され続けるため、取締役会において次のとおり業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を決議しております。

1. 当社及びグループ企業（以下、グループ企業等という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ企業等の役職員が職務遂行にあたり、法令及び定款を遵守するとともに、E・Jグループ中期経営計画等に掲げる企業理念・経営方針ののっとり、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、グループ企業等の横断的な内部統制の充実と監視体制の整備を図る。

- ◇ コンプライアンス・プログラムやその他社内規程、並びに関係する法令の役職員への周知徹底を推進する。
- ◇ コンプライアンス担当部署を明確にするとともに、役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合、速やかかつ適切に指摘できる内部通報手続制度等の対応体制の整備を図る。
- ◇ 適切な業務運営体制を確保すべく、代表取締役直轄の「監査部」が内部監査規程等に基づく内部監査を定期的実施・報告する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、漏洩等のないよう万全を期すとともに、必要に応じて執行状況等の確認・検証等が適切かつ迅速に実施できる体制整備を図る。

- ◇ 取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び社内規程に従い、保存・管理する。
- ◇ 取締役及び監査役が、常にこれらの情報を閲覧できる体制を整備する。
- ◇ 重要な情報の開示については、法令及び社内規程に従い適正に行う。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理（以下、リスク管理という）に関しては、適切かつ迅速に対応できる体制の整備を図る。

- ◇ 代表取締役は、リスクの種類ごとに担当取締役を定め、グループ企業等の適切な管理・情報伝達の体制を整備する。
- ◇ 取締役は、損失の危機を予防・回避するため、必要に応じて規程、ガイドライン、マニュアル等の整備をするとともに、グループ企業等への周知・徹底を図る。
- ◇ リスクが顕在化し、重大な損害等の発生が予測される場合は、担当取締役を責任者とする迅速かつ確かな情報コントロールと対応体制を整備する。
- ◇ 監査部門の内部監査規程に基づく、グループ企業等を含む定期的な内部監査体制を整備し、グループ企業等内における問題点・課題等の把握に努める。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制の整備を図る。

- ◇ 中期経営計画、年度予算制度に基づきグループ予算を策定するとともに、連結ベースでの業績管理を行う。
- ◇ 社内規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、職務の執行を行う。
- ◇ グループ企業等の業績状況の収集・提供体制を確保し、取締役並びに取締役会が迅速かつ適切な意思決定並びに業務執行が可能な体制を整備する。

5. 当社、その親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ企業等の役職員が職務遂行にあたり、統一的かつ横断的なコンプライアンスの実践と監視を図るための体制を整備する。

- ◇ グループ企業等の各種計画・方針等の実践において意思統一を図るため、情報連絡体制を充実させるとともに、その周知徹底を図る。
- ◇ グループ企業等に影響を及ぼす重要な事項については、グループ経営会議等の緊急招集を含め、迅速かつ適切な情報連絡と対応体制の整備を図る。
- ◇ グループ企業等の代表者及び取締役が参加する経営会議を定期的に行い、経営上重要な事項の検討や職務の執行に係る事項等で意思疎通を図り、グループ企業等の連携した迅速かつ適切な意思決定並びに業務執行が可能な体制を整備する。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人（以下、当該使用人という）に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ◇ 当社の監査役は、必要に応じ監査部所属の職員を監査役の職務補助として従事させることができる。
- ◇ 当該使用人は、その職務の遂行に関して取締役の指揮・命令を受けないものとする。
- ◇ 当該使用人が兼務する場合は、監査役から指示された職務の遂行を優先し従事しなければならない。

7. グループ企業等の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ◇ グループ企業等の取締役及び使用人は、当社の監査役に対し、法令、定款その他の社内規程に定められた事項に加え、下記事項を報告する。
  - ① 会社に著しい損害及び重大な影響を及ぼす事項の発生する恐れがある場合、あるいは発生した場合。
  - ② 企業倫理に関する苦情・相談に対する通報の状況。
  - ③ グループ経営会議に付議・報告された事項。
  - ④ その他監査役会が職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項。
- ◇ グループ企業等の取締役及び使用人は、当社の監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ◇ 当社の監査役に上記報告及び情報提供を行ったグループ企業等の者が、当該報告等したことを理由に不利益な取扱いを受けないよう、内部通報規定を遵守するとともに、グループ企業へ遵守の徹底を図る。

8. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
  - ◇ 当社の監査役が職務の遂行について、当社に対し前払い又は償還等の請求をなした場合、当該請求が監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
  - ◇ 当社は、毎年、監査役会承認の監査計画に基づき、監査役の職務の遂行に生じる費用等の予算を設ける。
  
9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ◇ 取締役会等重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、必要に応じての取締役及び使用人の説明を求める体制を整備する。
  - ◇ 役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努め、円滑な職務の遂行体制を整備する。
  - ◇ 監査役と代表取締役、監査役と監査部、監査役と会計監査人の定期的な報告会を開催する。
  - ◇ 監査役と監査部と会計監査人の合同による定期的な情報・意見交換会を開催する。
  - ◇ グループ企業の監査役及び当社監査役との合同の情報・意見交換会を定期的に開催する。

(上記基本方針に基づく具体的な取組み)

1. グループ企業等の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ企業等の事業活動は、独占禁止法、下請法、会社法、金融商品取引法その他様々な法令等の規制を受けており、グループ企業等各社では、コンプライアンス・プログラムを作成し、行動規範、遵守項目、行動指針などを定め、すべての役職員が法令順守の徹底に努めております。また、「リスク管理規程」を制定し、法令違反等が発生した場合の是正体制、また、法令違反等を発見した場合の内部通報手続きや通報者保護を明文化し、速やかかつ適切に指摘できる体制を整備しております。
  
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報は、法令・社内規程に従い、会議等の議事録を作成し所管部署にて適切に保管・管理をするとともに、監査役等からの要請に応じ、常に閲覧できる体制にあります。

### 3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関しては、定期的開催されるグループ経営会議において、常時情報交換を行うとともに、リスクの発生が予測される場合は、グループ企業等全体で対応できる体制を整備しております。また、グループ企業等を含む定期的な内部監査を実施し、必要に応じ改善等の対応を図っております。

### 4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「E・Jグループ第4次中期経営計画」を策定し、連結ベースでの業績管理を行うとともに、グループ経営会議等でその状況を確認し、必要策を審議し、迅速に対応しています。

### 5. 当社、その親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

定期的にグループ経営会議を開催し、「E・Jグループ第4次中期経営計画」の目標達成のため、経営上重要な事項や職務の執行に係る事項等の審議、検討を行い企業集団としての統一的かつ横断的な経営とコンプライアンスの徹底に努めています。

### 6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の要請に応じ、職務補助員を従事させております。職務補助員が兼務する場合は、監査役から指示された職務の遂行を優先し従事するものとしています。

### 7. グループ企業等の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社監査役は、グループ経営会議に出席し、グループ企業等の状況を把握するとともに、監査役監査の一環としてグループ企業等の取締役、従業員からヒヤリング等を実施しています。また、当社監査役主催の定例のE・Jグループ監査役連絡会において情報交換や報告がなされています。

### 8. 当社の監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行に必要な費用は、毎年監査計画で予算化するとともに、その費用は請求に応じ速やかに償還等の処理を行っています。

### 9. その他当社の監査役がその職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会等の重要な会議への出席や当社監査役主催によるグループ企業等の監査役、会計監査人と当社内部監査部の合同による「三様監査会議」を四半期ごとに開催し、定期的に情報と意見を交換し、監査の実効性を高めています。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 連結貸借対照表

(平成30年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	注記 番号	金 額	科 目	注記 番号	金 額
(資産の部)		(24,860)	(負債の部)		(9,109)
流動資産		15,085	流動負債		6,069
現金及び預金		9,989	業務未払金		596
受取手形及び完成業務未収入金		2,218	1年以内返済予定の長期借入金		234
未成業務支出金及び貯蔵品	注1	2,238	未払金		1,245
業務前渡金		87	未払費用		1,447
前払費用		262	未払法人税等		309
繰延税金資産		178	未払消費税等		248
その他		112	未成業務受入金		1,854
貸倒引当金		△0	業務損失引当金	注1	22
固定資産		9,775	その他		110
有形固定資産		4,688	固定負債		3,040
建物及び構築物	注2	2,040	長期借入金		524
機械装置及び運搬具	注2	53	リース債務		4
工具器具及び備品	注2	301	繰延税金負債		35
リース資産	注2	6	退職給付に係る負債		869
土地		2,264	長期未払金		67
建設仮勘定		21	訴訟損失引当金		1,498
無形固定資産		196	債務保証損失引当金	注5	24
のれん		20	預り保証金		16
その他		176	(純資産の部)		(15,751)
投資その他の資産		4,889	株主資本		15,223
投資有価証券		1,925	資本金		2,000
長期固定化債権		7	資本剰余金		5,255
賃貸用不動産	注3	342	利益剰余金		11,932
繰延税金資産		172	自己株式		△3,965
退職給付に係る資産		47			
長期仮払金	注4	1,498	その他の包括利益累計額		527
その他		991	その他有価証券評価差額金		342
貸倒引当金		△96	退職給付に係る調整累計額		185
資産合計		24,860	負債純資産合計		24,860

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

〔平成29年6月1日から〕  
〔平成30年5月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	注記 番号	金 額	
売 上 高	注1、2		25,819
完 成 業 務 高			
売 上 原 価			18,279
完 成 業 務 原 価			
<b>売 上 総 利 益</b>			<b>7,540</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			5,946
<b>営 業 利 益</b>			<b>1,594</b>
営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 配 当 金		37	
不 動 産 賃 貸 収 入		26	
そ の 他	33	98	
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	11		
不 動 産 賃 貸 費 用	15		
支 払 保 証 料	8		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	5		
減 価 償 却 費	8		
そ の 他	4	52	
<b>経 常 利 益</b>			<b>1,639</b>
特 別 損 失			
減 損 損 失	10		
訴 訟 損 失 引 当 金 繰 入 額	8		
事 務 所 移 転 費 用	23	43	
<b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>			<b>1,596</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	414		
法 人 税 等 調 整 額	214	629	
<b>当 期 純 利 益</b>			<b>966</b>
<b>親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益</b>			<b>966</b>
	注3		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結株主資本等変動計算書

〔平成29年6月1日から〕  
〔平成30年5月31日まで〕

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,000	5,255	11,115	△3,964	14,406
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△149	—	△149
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	966	—	966
自己株式の取得	—	—	—	△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	817	△0	817
当期末残高	2,000	5,255	11,932	△3,965	15,223

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	248	118	366	14,772
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△149
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	966
自己株式の取得	—	—	—	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	94	67	161	161
当期変動額合計	94	67	161	978
当期末残高	342	185	527	15,751

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 注 記 表

## 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 7社

連結子会社の名称 株式会社エイト日本技術開発、日本インフラマネジメント株式会社、株式会社近代設計、株式会社共立エンジニア、共立工営株式会社、都市開発設計株式会社、株式会社北海道近代設計

平成29年12月1日付で連結子会社の株式会社近代設計が株式会社北海道近代設計を新設分割により新たに設立したため、当連結会計年度より、同社を連結の範囲に含めております。

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

株式会社未来基盤情報センター他6社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社7社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておらず、かつ全体として重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数 一社

持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

株式会社未来基盤情報センター他7社

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社7社及び関連会社1社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法

そ の 他 有 価 証 券

時価のあるもの …… 連結決算日の市場価格等にもとづく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、  
売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっており、評価方法は以下のとおりであります。

未 成 業 務 支 出 金 …… 個別法

貯 蔵 品 …… 最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く） …… 定率法

② 賃 貸 用 不 動 産 …… 定率法

ただし、有形固定資産（リース資産を除く）及び賃貸用不動産について、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、並びに、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8年～60年

賃貸用不動産 8年～60年

③ 無形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法によっております。

④ リ ー ス 資 産 …… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 業務損失引当金

受注業務に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未成業務の損失見込額を計上しております。

③ 訴訟損失引当金

係争中の訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

④ 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案して損失負担見込額を計上しております。

#### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～12年）による定額法によりそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理しております。

また、過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理しております。

なお、一部の連結子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### ① 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

##### ② のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、発生原因に応じて20年以内での均等償却を行っております。ただし、金額が僅少なものについては発生年度に全額償却することとしております。

##### ③ 完成業務高の計上基準

進捗部分について成果の確実性が認められる業務については業務進行基準（業務の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の業務については業務完成基準を採用しております。

##### ④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 連結貸借対照表に関する注記

注1. 損失の発生が見込まれる業務契約に係る未成業務支出金は、これに対応する業務損失引当金22百万円を相殺して表示しております。

注2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,929百万円

注3. 貸貸用不動産の減価償却累計額 353百万円

注4. 長期仮払金は、「その他の注記（訴訟の判決及びその控訴）」に記載のとおり、原告側へ仮払いした損害賠償金及びこれに対する遅延損害金であります。

#### 注5. 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

(株)那賀ウッド	24百万円
債務保証損失引当金	24百万円
差 引	一百万円

## 連結損益計算書に関する注記

- 注1. 未成業務支出金の収益性の低下による簿価切下額  
 完成業務原価 △16百万円
- 注2. 完成業務原価に含まれている業務損失引当金繰入額 20百万円
- 注3. 事務所移転費用の内訳  
 解体工事費用 15百万円  
 建物除却損 8百万円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数 普通株式 7,261,060株
2. 剰余金の配当に関する事項  
 (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年8月29日 定時株主総会	普通株式	149	26	平成29年 5月31日	平成29年 8月30日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
 平成30年8月24日の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	172	30	平成30年5月31日	平成30年8月27日

## 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項  
 当連結グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行借入により資金を調達しております。  
 営業債権である受取手形及び完成業務未収入金は、顧客の信用リスクに晒されており、与信管理に関する規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式及び投資信託であり、時価のあるものについては定期的に時価の把握を行っております。  
 長期借入金 は設備投資に係る資金調達であります。借入金はすべて固定金利であり金利の変動リスクはありません。  
 なお、デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年5月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 4. 参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	9,989	9,989	—
(2) 受取手形及び完成業務 未収入金	2,218		
貸倒引当金（注1）	△0		
	2,218	2,218	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	1,703	1,703	—
資産 計	13,910	13,910	—
(1) 業務未払金	596	596	—
(2) 未払金	1,245	1,245	—
(3) 長期借入金（注2）	759	759	△0
負債 計	2,602	2,601	△0

- (注) 1. 受取手形及び完成業務未収入金に係る貸倒引当金を控除しております。  
 2. 1年以内返済予定の長期借入金も含めております。  
 3. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

### 資産

#### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び完成業務未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格及び基準価格によっております。

### 負債

#### (1) 業務未払金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額
投資有価証券	
非上場株式（注1）	222
出資金（注1）	412
長期仮払金（注2）	1,498

- （注）1. 市場価格がないことなどにより、時価を把握することが極めて困難と認められます。
2. 現在控訴中であり、判決言い渡しの時期を予測することができないため、時価を把握することが極めて困難と認められます。

### 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

連結子会社の株式会社エイト日本技術開発及び株式会社近代設計は、岡山県その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）等を有しております。また、保有する土地の一部に遊休資産があります。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
366	370

- （注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主として固定資産税評価額にもとづいて自社で算定した金額であります。

## 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の処分及び株式売出しの件)

当社は、平成30年6月14日開催の取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議し、平成30年6月25日に処分価格及び売出価格等を決定しております。

なお、公募による自己株式の処分（一般公募）については、平成30年7月5日に払込完了を受けており、オーバーアロットメントによる売出しについては、平成30年7月6日に受渡しを完了しております。

### 1. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- |                |                              |
|----------------|------------------------------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 1,000,000株            |
| (2) 処分価格（募集価格） | 1株につき1,416円                  |
| (3) 処分価格の総額    | 1,416百万円                     |
| (4) 払込金額       | 1株につき1,327.50円               |
| (5) 払込金額の総額    | 1,327百万円                     |
| (6) 申込期間       | 平成30年6月26日（火）から平成30年6月27日（水） |
| (7) 払込期日       | 平成30年7月5日（木）                 |

### 2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

- |                 |                              |
|-----------------|------------------------------|
| (1) 売出株式数の種類及び数 | 当社普通株式 150,000株              |
| (2) 売出価格        | 1株につき1,416円                  |
| (3) 売出価格の総額     | 212百万円                       |
| (4) 申込期間        | 平成30年6月26日（火）から平成30年6月27日（水） |
| (5) 受渡期日        | 平成30年7月6日（金）                 |

### 3. 第三者割当による自己株式の処分

- |                |                    |
|----------------|--------------------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式（上限）150,000株 |
| (2) 払込金額       | 1株につき1,327.50円     |
| (3) 払込金額の総額    | （上限）199百万円         |
| (4) 申込期日       | 平成30年7月31日（火）      |
| (5) 払込期日       | 平成30年8月1日（水）       |
| (6) 割当先        | 大和証券株式会社           |

## その他の注記

(訴訟の判決及びその控訴)

当社の連結子会社である株式会社エイト日本技術開発（以下「E J E C」といいます。）が公益財団法人宮崎県環境整備公社（平成25年5月2日付上申書にて「財団法人」から「公益財団法人」に変更、以下「環境整備公社」といいます。）から提起された訴訟に関し、平成29年5月19日（判決書の送達を受けた日：平成29年5月24日）に宮崎地方裁判所より損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の支払いを命じる判決を受けました。



## 1. 訴訟の内容

E J E C が、環境整備公社から平成11年～平成14年にかけて受注した廃棄物処理施設「エコクリーンプラザみやぎ」の一部である浸出水調整池の完成後の損傷及び浸出水の塩化物処理能力の不足が判明した件に関し、同公社より、事実経過の解明及び責任の有無を明確にするため、平成22年4月28日付で、①E J E C 及び工事施工会社3社（三井・吉原・竹盛特定建設工事共同企業体）に対し同施設の完成後の損傷について10億14百万円（浸出水調整池補強工事の完了と、関連する調査・委託等全てが完了し、それらの費用が確定したことから平成24年11月12日付申立書で12億4百万円に変更）の損害賠償を、また②E J E C に対して浸出水の塩化物処理能力の不足について5億73百万円（上記と同様、平成27年4月24日付申立書で7億5百万円に変更）の損害賠償を求められていたものであります。

## 2. 訴訟の当事者の概要

(1) ①の被告ら（当社子会社は、株式会社エイト日本技術開発1社であります。）

名称及び所在地：株式会社エイト日本技術開発	岡山市北区津島京町3丁目1番21号
三井住友建設株式会社	東京都中央区佃2丁目1番6号
吉原建設株式会社	宮崎県都城市中原町32街区1号
株式会社竹盛工務店	宮崎県宮崎市花ヶ島町陣ノ下8番地

①の原告

名称及び所在地：公益財団法人宮崎県環境整備公社 宮崎市大字大瀬町字倉谷6176番1

(2) ②の被告

名称及び所在地：株式会社エイト日本技術開発 岡山市北区津島京町3丁目1番21号

②の原告

名称及び所在地：公益財団法人宮崎県環境整備公社 宮崎市大字大瀬町字倉谷6176番1

## 3. 判決の内容等

E J E C への損害賠償請求額は、①に対し7億27百万円及び付帯する年5%の遅延損害金を、また、②に対し3億75百万円及び付帯する年5%の遅延損害金であります。

E J E C は、本判決の内容について訴訟代理人とも慎重に検討した結果、判決内容につき不服であるため、平成29年6月5日に福岡高等裁判所宮崎支部に控訴を提起いたしました。

なお、E J E C は宮崎地方裁判所の第一審判決どおりに確定した場合に備え、訴訟損失引当金14億98百万円を計上しております。

また、平成29年7月31日付で原告側へ14億98百万円を仮払いしております。

## 1 株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,744円35銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 168円45銭   |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年7月11日

E・Jホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 黒 川 智 哉 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神 田 正 史 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、E・Jホールディングス株式会社の平成29年6月1日から平成30年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、E・Jホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 貸借対照表

(平成30年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	注記 番号	金 額	科 目	注記 番号	金 額
(資産の部)		(19,736)	(負債の部)		(47)
流動資産		502	流動負債		27
現金及び預金		444	未払金		5
前払費用		2	未払費用		12
繰延税金資産		1	未払法人税等		4
未収還付法人税等		52	未払消費税等		4
その他		0	預り金		1
固定資産		19,233			
有形固定資産		0	固定負債		19
工具器具及び備品	注1	0	繰延税金負債		19
無形固定資産		3			
ソフトウェア		3	(純資産の部)		(19,688)
投資その他の資産		19,230	株主資本		19,645
投資有価証券		147	資本金		2,000
関係会社株式		19,082	資本剰余金		16,051
			資本準備金		1,500
			その他資本剰余金		14,551
			利益剰余金		3,116
			その他利益剰余金		3,116
			繰越利益剰余金		3,116
			自己株式		△1,523
			評価・換算差額等		43
			その他有価証券評価差額金		43
資産合計		19,736	負債純資産合計		19,736

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

〔平成29年 6 月 1 日から〕  
〔平成30年 5 月 31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	注記 番号	金 額	
売 上 高			
関係会社経営管理料	注1	291	
関係会社受取配当金	注1	309	601
販売費及び一般管理費	注1		254
<b>営 業 利 益</b>			<b>346</b>
営業外収益			
受取利息及び配当金	注1	5	
その他の	注1	7	13
営業外費用			
支払利息		1	
その他の		0	1
<b>経 常 利 益</b>			<b>357</b>
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>			<b>357</b>
法人税、住民税及び事業税		16	
法人税等調整額		0	16
<b>当 期 純 利 益</b>			<b>341</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

〔平成29年6月1日から〕  
〔平成30年5月31日まで〕

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	2,000	1,500	14,551	16,051	2,924	2,924
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	△149	△149
当期純利益	—	—	—	—	341	341
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	192	192
当期末残高	2,000	1,500	14,551	16,051	3,116	3,116

	株主資本		評価・換算 差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	△1,522	19,453	35	19,489
当期変動額				
剰余金の配当	—	△149	—	△149
当期純利益	—	341	—	341
自己株式の取得	△0	△0	—	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	7	7
当期変動額合計	△0	191	7	199
当期末残高	△1,523	19,645	43	19,688

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

子 会 社 株 式 …… 移動平均法による原価法

そ の 他 有 価 証 券

時価のあるもの …… 決算日の市場価格等にもとづく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有 形 固 定 資 産 …… 定率法

耐用年数は次のとおりであります。

工具器具及び備品 4年

##### (2) 無 形 固 定 資 産 …… 定額法

自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法によっております。

#### 3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 貸借対照表に関する注記

注1. 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円

#### 2. 保証債務

他の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

(株) 那 賀 ウ ッ ド 24百万円

### 損益計算書に関する注記

#### 注1. 関係会社との取引高

売 上 高 601百万円

販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 6百万円

営 業 取 引 以 外 の 取 引 高 8百万円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 保有する自己株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,521,200	280	—	1,521,480

(注) 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

投資有価証券評価損	2百万円
その他の	1百万円
小計	3百万円
評価性引当額	△2百万円
繰延税金負債との相殺	1百万円
繰延税金資産合計	1百万円

### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△15百万円
その他の	△4百万円
小計	△19百万円
繰延税金資産との相殺	1百万円
繰延税金負債合計	△19百万円
差引：繰延税金負債の純額	△18百万円

## 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株エイト日本技術開発	直接 100%	経営指導 役員の兼任 (5名)	経営管理料 の受取 (注1)	276	—	—
子会社	株近代設計	直接 100%	経営指導 役員の兼任 (2名)	資金の貸付 (注2) 貸付金の回 収(注2)	600 600	—	—

- (注) 1. 経営管理料については、グループ運営費用を基に決定しております。  
 2. 資金の貸付については、貸付金利は市場金利を勘案して合理的に決定しており、担保の受入は行っておりません。  
 3. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

## 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の処分及び株式売出しの件)

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載のとおりであります。

## 1株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 3,430円33銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 59円48銭    |



# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年7月11日

E・Jホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 黒川智哉 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神田正史 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、E・Jホールディングス株式会社の平成29年6月1日から平成30年5月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年6月1日から平成30年5月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査計画（監査方針と重点監査項目、監査の分担等）を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について確認し、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支社、事業部において業務等の状況を調査いたしました。また、子会社については、監査役とEJグループ監査役連絡会を通じて意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社取締役から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）について、取締役及び、監査部、使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年7月11日

E・Jホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 澤 嗣 郎 ㊟

社外監査役 松 原 治 郎 ㊟

社外監査役 佐々木 秀 一 ㊟

以 上

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社の期末配当につきましては、当期の実績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
  - ① 当社普通株式1株につき 30円
  - ② 総額 172,187,400円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成30年8月27日

## 第2号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

### 1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）の報酬は、基本報酬のみでしたが、本議案は、新たに取締役に対する業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2.の枠内で取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本制度は、当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、その導入は相当であると考えます。

具体的には、平成21年8月26日開催の第2回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（年額2億円以内。但し、使用人給与分は含みません。）とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬を、平成31年5月末で終了する事業年度から平成33(2021)年5月末で終了する事業年度までの3年間（以下「対象期間」といいます。）に在任する当社の取締役に対して支給する旨のご承認をお願いするものです。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は5名となります。

### 2. 本制度における報酬等の額・内容等

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、業績達成度等一定の基準に応じて当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

#### (2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は3年間とし、当社は、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金24百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を取引所市場（立会外取引を含みます）を通じて取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を3年毎に延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託契約を延長することを含みます。以下も同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間毎に金24百万円を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、本信託は、当社が追加拠出した金銭を原資として、当社株式を取引所市場（立会外取引を含みます）を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に下記(3)①のポイント付与及び下記(4)の当社株式の交付を継続します。

但し、上記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

### (3) 取締役に給付される当社株式数の算定方法と上限

#### ① 取締役に対するポイントの付与方法及びその上限

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の所定の日に、以下のとおり、役位及び業績目標の達成度等に応じて、事業年度ごとに、以下のⅠ、Ⅱのポイントを合計したポイントを付与します。

Ⅰ. 業績非連動部分として、役位等に応じて定められた基準ポイント

Ⅱ. 業績連動部分として、役位等に応じて定められた基準ポイントに評価対象となる事業年度の達成度から求められる業績連動係数を乗じて算出されるポイント

但し、当社が取締役に付与するポイント数の1事業年度当たりの総数の上限は、非業績連動部分と業績連動部分を合わせて10,000ポイントとします。

#### ② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与を受けたポイントの数に応じて、下記(4)の手続に従い、当社株式の交付を受けます。

各取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に1（但し、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数とします。

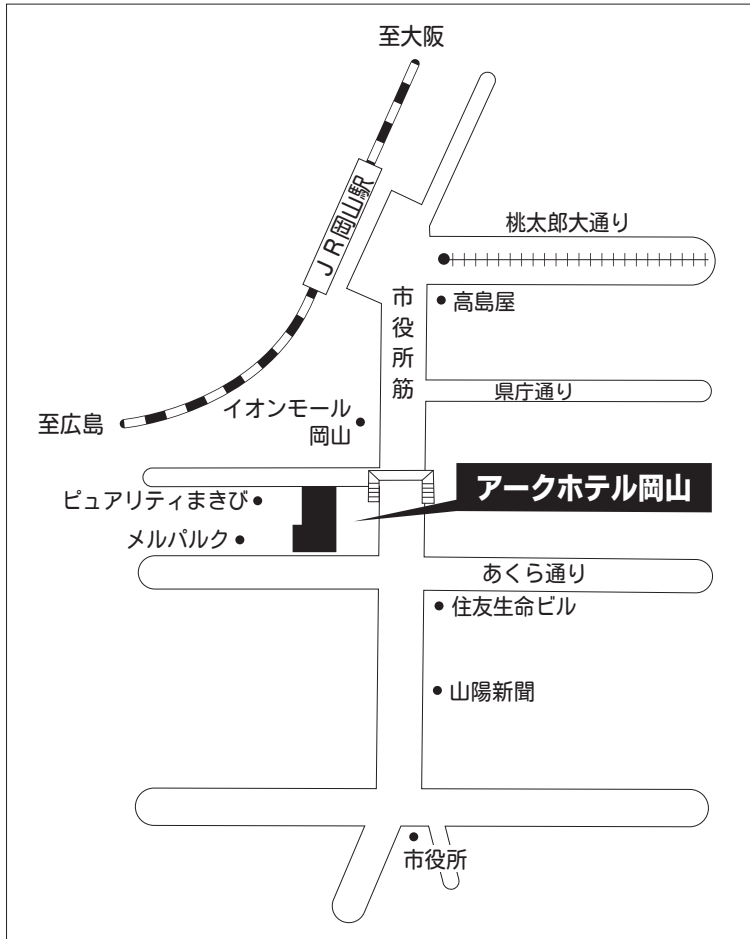
(4) 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記(3)の当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。但し、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付します。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：岡山市北区下石井2丁目6番1号  
アークホテル岡山 3階 牡丹の間  
電話 (086) 233-2200 (代表)



最寄駅

JR岡山駅下車（中央口出口）より徒歩7分